

1930 年代コロール (パラオ) における「土地問題」

——日本人と島民間のトラブル——

Land Problems in Koror, Palau in the 1930s: Issues between Japanese
Immigrants and Native Islanders

清水 久夫

SHIMIZU Hisao

要 旨

1930 年代、南洋庁が置かれ、南洋群島の中心であったコロール島では、日本人が急増した。昭和 14 年 (1939 年) 4 月には、島民 1,070 人に対し、日本人は 8,032 人に膨れ上がっていた。このように、わずか 8 平方キロメートルの小さな島に多くの日本人が住ようになったため、島民との間で土地をめぐるトラブルが頻発していた。小稿では、土方久功ひさかつがパラオ滞在中に「ノート」6 に書き残した「土地問題」により、日本人と島民との間に起きた、土地をめぐるトラブルについて考えた。

はじめに

19 世紀、南洋群島 (ミクロネシア) は、スペインの領有するところであった。しかし、アメリカとの戦争に敗れたスペインは、1899 年アメリカ領となったグアム島を除くマリアナ諸島、カロリン諸島およびマーシャル諸島をドイツに、1,675 万マルクで売り渡した。これにより、ドイツはほぼ南洋群島全域を領有することとなった。ドイツは早速群島の経済開発を行った。ヤップ、パラオ両諸島で椰子栽培を行い、アンガウル島では燐鉱の採掘・輸出を始めた。これらの中で特筆すべきは、タピオカの移入である。タピオカは、南洋の気候に適し、美味で栄養に富み、今日でも、主要な食糧となっている。

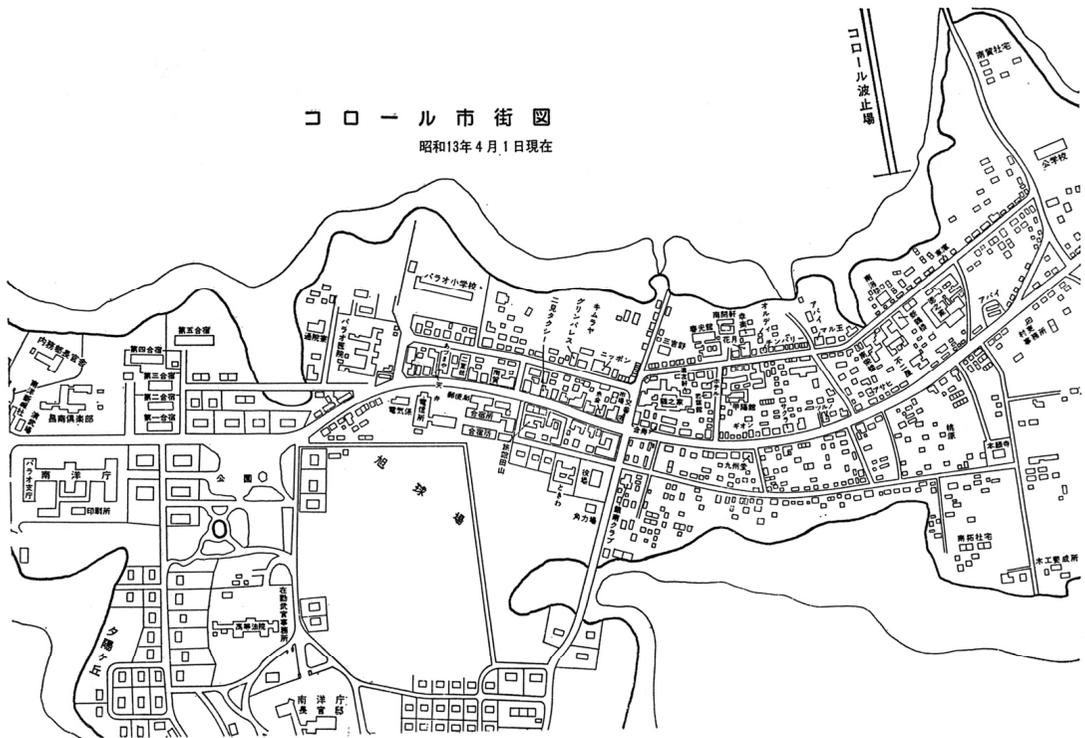
しかし、1914 年、第一次世界大戦が始まると、日本はドイツに宣戦布告し、海軍を南洋群島へ送り占領した。そして、1919 年のパリ講和会議で、日本は旧ドイツ領南洋群島の赤道以北を国際連盟の委任統治領として領有することが認められた。日本はドイツによる統治政策を部分的に継承しつつも、現地住民に対する欧米人の影響を極力排除し、次の三点を通じて「南洋群島」を形成しようとした。一つには南洋群島を外南洋への経済進出の拠点とすること、二つには対米軍事戦略上の要地として活用すること、三つには日本の統治を受容し、貢献する「島民」として現地住民を育成することで

ある。統治した地域の広がりには東西約5千キロメートル、島数は1,500以上あり、総面積は沖縄県あるいは東京都とほぼ同じである。その統治機関として、南洋庁は本庁をパラオ諸島のコロールに置き、サイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルートの6支庁区に分けた⁽¹⁾。

コロールは南洋群島の中心として栄え、1939年1月、土方久功^{ひさかつ}⁽²⁾が7年余過ごしたヤップ離島のサタワル島からパラオへ戻って来た時にはすっかり変貌し、昔の面影はなくなっていた。『土方久功日記』⁽³⁾1月28日の項(V, 7頁)には、「八年ノ月日ガタッタ……」と題された詩があり、それには、コロールでは、丘は崩され、一面に家が建ち、8年前には、いつも、どこでも鳴いていた銀鳩の音が聞かれなくなったこと、広々として青かったドショケルのア・ケヅは、家に遮られて見晴らしはなく、まだ家のないところは掘り返されて野菜畑となり、赭土の丘には一本の蝸の木も残っていないこと、昼も夜も恋の歌や流行歌を歌っていた島民の若者達、夕方になると家々の石畳に蹲まって笑いさざめいた娘達、夜になり円かな月が上がると、歌と一緒に心ゆくまで踊った娘達の姿が見られなくなったこと、かつては、島民達は豊かで、どの家に行っても新しい莫産が敷かれ、籠から房ごと出された見事なバナナやもぎたてのパパイヤと蜜柑が、今では町の店々に商品として並べられていることが書かれている。

南洋庁が置かれていたコロール島は、わずか8平方キロメートルの小さな島であった。その人口は、久功がパラオからサタワル島へ渡った半年後の昭和7年(1932)4月、日本人1,946人、島民614人だったのが、久功がパラオへ戻った昭和14年(1939)4月には、日本人8,032人、島民1,070人に膨れ上がっていた(『南洋群島現勢』)。まさに、コロールは、ほとんど日本人の都市と化していた。南洋群島協会が作成した「コロール市街図(昭和13年4月1日現在)」を見ると、市街地はかなり建物が密集しているのが分かる。

このように、小さな島に、多くの日本人が住むようになったため、日本人と島民との間で、土地をめぐるトラブルが頻発した。土方久功の「ノート」6⁽⁴⁾には、そのような土地をめぐる問題が記されている。久功が、土地問題を「ノート」6に記したのは、8月に土地慣習調査委員会に就任したことが一つの契機となったと思われる。日本人と島民の間で、どのようなトラブルが起きていたのか、「ノート」6に記された「土地問題」により考えたい。



〔コロール市街図〕

1. 土地問題の事例

個別の事例をみる前に、当時のコロールの土地制度の概略を記したい。

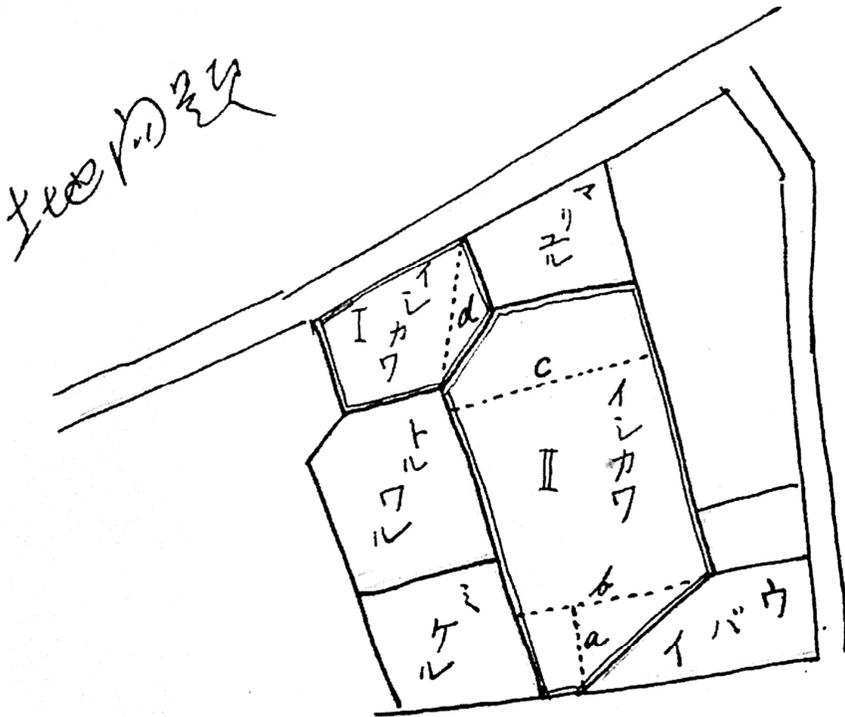
南洋庁は、1923年から1932年まで土地調査を継続事業として施行し、官有地と民有地の境界、地籍を確定した。さらに、1933年からは島民有地の細部調査を進め、国有地以外の土地を島民有地と非島民有地に分けて、前者を保護した。

この時の土地登録を「臨時土地調査事業」と称した。この事業は1923年12月に始まり、1927年にパラオ内のコロール、マラカル、アラカベサン、パベルダオブ島を調査し、1933年に島民地の所有者と境界を査定した。この調査の結果、私有地の土地登記が完備し、厳然と官有地から区別された。1932年までの調査で官有地とされた土地が総面積に占める比率は、コロール島では37%であった⁽⁵⁾。

I. 本願寺の土地問題

まず、本願寺の土地問題を取り上げる。「ノート」6の48～53頁には、次のように記されている。

土地問題



[挿図 1]

上図ニ於テ Ubai ノ地ヲ 本願寺僧 岡田ガ借用シテ本願寺ヲ営ンデ居ル。本願寺ハ地所ヲ拡張シ度クテ Ubai ニ計ツタ処ガ Ubai ハ Isikawa ト全族関係ニアルノデ Isikawa ノ地所ヲ a 線迄貸サウトシタ。

所ガ今一人 Lūklai ナル者ガ居テ、是レガ亦全族ナノデ Isikawa ニ不断デ b 線迄ヲ岡田ニ貸シ与ヘタ。其処デ Ubai ト Lūklai トハ暫クゴテゴテシテ居タコトガアツタ。Isikawa ハ Lūklai ガ無断デ彼ノ土地ヲ岡田ニ貸シタ事ヲ知ツタガ、全族ノ事デハアリ 其ノ儘 Lūklai ノナシタ事ヲ認メタ。

然ルニ其後 岡田ガ来テ Isikawa ノ土地Ⅱヲ全部買取り度イ旨ヲ申込デ来タガ、Isikawa ハ土地ヲ手^{〔ママ〕}離^{〔ママ〕}シテ了フ事ヲ望マナカッタ。

其後直チニ、今度ハ河合ガ来テ是非ニモ此^{〔ママ〕}のⅡノ土地ヲ売ツテクレト申^{〔ママ〕}越^{〔ママ〕}ンデ来タガ、Isikawa ハソレヲ望マナカッタ。スルト河合ガ云フニハ「来年ノ八月ニハ汝等島民ハ全部本口島ニ移サレルコトニナツテ居ルノダカラ、今土地ヲ売ルノガ得策ダ」 Isikawa ハ彼ノ言ヲ必ズシモ信口ジナカッタガ 河合ガシツコク云フノデ、c 線迄八百坪ダケヲ譲ルガ坪 2 円貰ヒタイ旨ヲ答ヘルト河合ハ帰ツタガ、其ノ午後ニ再ビ来リ、200 円ヲ Isikawa ニ渡シ、残りノ 1400 円ハ 1 月迄ニ必ズ払フカラト約シテ帰ツタ。

Isikawa ハ1月迄待ツタガ 何ノ話モナイノデ河合ノ所ニ行クト 又200円ダケクレテ、残りハ待ツテクレト云ツタ。一ヶ月程シテ Isikawa ガ又河合ノ所ニ行クト 又200円ダケクレタ。ソレカラ又一ヶ月位シテ行クト今度ハ50円ダケクレタ。Isikawa ハイツ迄モ ラチガアカナイノデ 河合ニ掛合ツテ残りノ金ハ現金デナクテヨイカラ 「オートバイ」ヲ一台買ツテクレト申入レタ。スルト河合ガ引受ケテ間モナク 見本ノ写真ヲ持ツテ来タ。ソコデ Isikawa ハ Oikawa 巡警ト二人デ支庁ノ林ト云フ運転手ヲ訪ネ^[ママ] デ 其ノ写真ヲ見セテ、「オートバイ」ノ可否ヲ問フタガ、林ハ其ノ会社ノモノヲ知ラナイカラ 可否ノ程ハワカラナイトノコトダツタガ、ソレデモヨイト考ヘテ 河合ニソレヲ買ツテ貰フ様ニタノンダ。河合ハ何時何時ノ船デ来ルカラト云フノデ待ツタガ 船ガ来テモ舟ガ来テモ「オートバイ」ハ来ナイデ、四ヶ月ガ過ギタ。

時ニ「ガルミシカン」ノ宍戸ガ来テ、河合ニ売ツタ残りC線カラ北ノ部ヲ借りニ来タノデ Isikawa ハ之レヲ承諾シタ。ソレデ宍戸ハ除草手入シテ四軒ノ家ヲソコニ建テタ。スルト河合ガ来テ ソノ土地ハ既ニ自分ノモノデアルカラ、土地モ家モ取ツテシマフト云ツテ怒ツタ。ソシテ岡田ガ口鈴木代書ガ書イタ書類ヲ支庁ノ常吉サンノ所ニ持ツテ行ツタ。土地係ハ ソレ迄「コータリ」（神足？）サンダツタガ、此ノ時「コータリサン」ハ「サイパン」ニカワリ、「シンドウサン」ガ来タ。然ルニ鈴木代書ガ書イタ書類ニハ 約束ノ八百坪ドコロカ、IIノ全部ト更ニ、現在 Isikawa ガ家ヲ持ち、ソコニ住ンデ居所ノ土地I迄全部ヲ河合ガ買ツタコトニナツテ居タ。ソコデ Isikawa ハ宍戸ト共ニ福原代書ニ書イテ貰ツタ契約書ヲ持ツテ役所ニ行き、「シンドウサン」ニ河合ノ所ノ関係ヲ説明スルト、「シンドウサン」ハ ヨクワカッテ 印紙ヲ持ツテ来イト云ツタ。ソコデ宍戸ガ印紙ヲ買ツテ持ツテ行クト 今度ハ「シンドウサン」ノ態度ガ変ツテ、駄目ダト云ツテ全然受ツケズ、土地ハ本願寺ノモノデアルト云ツテ キカナイ。而シテ是レハ本願寺ト云フ寺ノ為デアリ、引イテハ皆人ノ為ニナルコトダカラ、オ前ハ土地ヲ全部引払ツテ本島ニ行ケト云ハレル。斯ノ様ニシテ六ヶ月ノ永イ間 支庁ニ何度トナク行ツタ。常吉サンハ何度モ判ヲ持ツテ来イト云ハレタガ、Isikawa ハ不^[ママ]腹^[ママ]ダツタカラ判ヲモツテ行カナカッタ。其ノ時 新聞社ガ落成シテ宴会ガアッタ。其日ダツタカ 翌日ダツタカ 日曜日ニ「フヂヨシサン」ト云フ巡查ガ来テ Isikawa ヲ支庁ニ呼び出シタ。其時 Isikawa ハ海ニ行ツテ居テ留守ダツタガ、帰ツテ来テ子供カラ呼出シガ来タ事ヲ聞き、食事ヲシテ支庁ニ行ツタ。スルト ソコニハ「アンガウル」ノ巡警ガ居テ、一寸奥ニ入ツテ行ツタガ、スグ出テ来^[ママ]デ 何デモナイカラ帰ツテモヨイト云フノデ、其ノ儘帰ツテ来タ。スルト直グニ又「シンドーサン」ガ来テ 一緒ニ来イト云フノデ、又ツイテ行ツタ。処ガ常吉サンハ居ナカッタノデ、「シンドーサン」ハ何処カニ電話ヲカケテ居タガ、常吉サンガ居ナイカラ帰ツテモヨイト云フノデ 又家ニ帰ツテ来タ。

処ガ今度ハ其ノ晩ノ十一時頃ニナツテ又巡警ガ呼びニ来タノデ、通訳傍々 Boisek ヲツレテ二人デ支庁ニ行クト 常吉サンガ居タ。相変ラズ判ヲ持ツテ来イト強イタガ Isikawa ハキカナカッタノデ、常吉サンハ「コップ」ヲ取り上ゲタガ、遠ニ Isikawa ニハ投げツケズ、人ノ居ナイ所ニ ソレ

ヲ投ゲツケタ。而シテ Boisek ノシャツ^{[ママ] 摺ンデ}を □□□摺ンデ Boisek ヲナグッタ。Boisek ハ恐レテ判ヲ取りニ帰ッテ、持ッテ来タ。Isikawa ハ見ヨウトモシナカッタガ、Boisek ハ書類ニ其ノ判ヲ押サセラレタ。誰カ知ラナイガ コノ事ヲ新聞ニ出シタ。二十六日ト云フ日ヲ記憶シテ居ル。此ノ記事ハ岡田ノヤリクチヲ攻撃シタヨウナモノダッタノデ 岡田ガ Isikawa ノ所ニ来テ非常ニ怒ッタ。朝 Isikawa ガ教会ニ行ッテ居タラ 又一人ノ巡警ガ来テ 彼ヲ支庁ニツレテ行ッタ。森支庁長ハ永ク留守デアッタガ 前述ノ夜中ニ判ヲ取ラレタ後 間モナク帰ッテ来ラレタノデアッタ。

森支庁長ダッタカ 係長ダッタカ確リ記憶シナイガ□新聞ノ記事ニ就イテ調べラレ、ソシテ別段ノ事モナクテ帰サレタガ、Isikawa ハ「イツチセンセイ」ノ所ニ行ッテ 事ノナリ来リヲ話シテ配慮ヲ乞ウタ。ソコデ「イツチセンセイ」ハ支庁ニ行カレタラシク、支庁長ト二人デ土地ヲ見ニ来ラレタ。時ニ支庁長ガ云ハレル□ニハ、今 Isikawa ノ住ンデ居ル家ノ所、d 線迄ハ 汝ノモノトシテヨイガ、d 線カラコチラハ全部本願寺ニヤレト。Isikawa ハ仕方ナシニ肯ズ。ソレカラ永ラクシテ、土地ヲ買フカラ宍戸ト二人デ書類ヲ持ッテ来イト、「シンドーサン」カラ云ッテ来タガ 岡田ニ金ノナイコトハ知ッテ居ルカラ、断ッテヤッタ。斯ウシテ永ビイテ居ル間ニ 岡田ハ内地ニ帰ッテシマッタ。一年ホドモシテ 岡田ガ又パラオニ来テ、金ヲヤルト云ッテ来タガ、岡田ノ金ヲ貰フ筋ハナイ、河合ノ金ナラ受取ラウト云ッテ掛カリ合ハナカッタ。十三年七月二十七日、河合ニ前ノ六百五十円ノ金ヲカヘシタ。IIノ土地ハ其後「フヂタ」ニ貸シテ 既ニ一年近クナル。河合、岡田ノ外、広瀬、小島、板垣、高田 等ガ組ニナッテ居ルノダト聞イタ。

河合カラ貰ッタ六百五十円ノ金ハ鶴ノ屋ノ「オーウチ」ノモノデアッタ。

岡田ハ退島ニナッタ。

常吉サンハ 新聞ニ出テ ゴタゴタシタ後ニ 休暇デ内地ニ帰ッテシマッタノダッタ。

「シンドーサン」ハ徳ノ家主人ナドト共ニ 土地ヲ見歩キシコトシバシバアッテ、邦人間ニ面白クナイ評判ガアッタ。

文章はかなり長く、複雑で、分かりにくいところがある。この本願寺の土地問題については、『日記』、昭和14年(1939)9月8日の項(V、100頁)にも記されている。

八日 金 晴、午後暫ク雨アリ、夜遅ク又雨、

昨日、猿田彦三ノ文ガ新聞ニ出テ居タ中ニ、□^地土地ノ借地権利金ノ問題ニ関連シテ、役人ノ一部ガ云々トアッタノデ、事実ノ有無ヲ調べテ見テホシイトノコトダッタノデ、午後カラ村ニ出ル。役□地ニ安達氏ヲ訪ネテ少シ^[ママ]訪^{ママ}ネテ見タガ、勿論詳細ナルモノハナク、□二三ノ件ニツイテ評判ダケヲ知り得タノデ、雨ヲ止マセテ出カケ、Maria ニ逢ッタノデ、其ママ一緒ニ Ingeyaol ニ行ク。Rūbasah モ Ngardoko モ居タノデ、バナナヲ食ベナガラ暫ク話ヲキキ、出テ今度ハ Milong ニ行ク。Isikawasang ハ bai ニ行ッテ留守ダッタノデ、Diratehekī ニ呼ビニヤル。本願寺問題ヲ詳細ニキ

キ、暗クナッテシマッタノデ、Losi ニ「パン」ヲ買ハセ、Diokang ノ Plüm ト鱗一枚ガー寸二分モアル様ナ Amamml ノ汐焚キゲダ食ヲ取り、暫ク話シテ帰ル。帰り林サント湯浅サント散歩シテルノニ逢ヒ、一緒ニ帰ッテクル。森井氏来テ、十一時前迄話シ。

これによれば、9月7日に、「猿田彦三」の文章が新聞（恐らく「南洋新報」）に掲載され、土地の借地権利金の問題に関連して、役人の一部が関与しているという事が書かれているので、事実の有無を調べるようにと（恐らくは、内務部長の堂本貞一に）言われた。

それで、久功は8日の午後から村に出て調べた。久功は、パラオ語が話せるうえ、島民に知人が多かったので、調査を依頼されたのであろう。はじめに、古くからパラオに住んでいた安達貞二のところへ行った。久功は、サタワル島からパラオへ戻った時、宿舎が決まるまで、安達の家へ厄介になっていた（『日記』1939年1月25日、IV、562頁）。安達は10年以上前からパラオに住み、島民の女性と結婚し、娘の玉枝は、久功が一時帰国した際同行し、妹・英子の婚家に住んで、洋裁を習った。久功は、安達と大変親しかったので、最初に安達のところに行ったのであろう。パラオの事情通の安達でも、本願寺の土地問題の詳細は知らなかった。次に、当事者の一人である島民のイシカワから本願寺問題を詳細に聴いた。この結果得られたのが、先に記した本願寺の土地問題である。したがって、島民からの直接の聴き取りであるため、日本人は悪者にされている。イシカワは、当時45歳で（『日記』V、97頁）、久功より5、6歳年上であり、久功と親しく、杉浦健一とともにイシカワの家を訪れることもあった（『日記』V、135頁）。したがって、イシカワは、久功に対し、遠慮することなく話したのであろう。また、すでに述べたように、「ノート」は、聴き取ったそのままを記したため、整理されていない、“なま”のままが書かれている。それを整理すると、次のようになろう。

- ① 本願寺僧侶岡田⁽⁶⁾は、島民ウバイの土地を借用して本願寺を営んでいる。
- ② 本願寺は、地所を拡張したいので、ウバイに計ったところ、ウバイはイシカワと同族関係にあるので、イシカワの地所をa線まで貸そうとした。
- ③ ところが、今一人ルクレイ⁽⁷⁾なる者がいて、これがまた同族なので、イシカワに断わりなくb線まで岡田に貸し与えた。そのため、ウバイとルクレイとは暫くごたごたしていたのだった。イシカワは、ルクレイが無断で彼の土地を岡田に貸した事を知ったが、同族であったため、そのままルクレイのした事を認めた。
- ④ その後、イシカワのところへ本願寺僧侶岡田が来て、イシカワの土地Ⅱを全部買取りたい旨を申し込んで来たが、イシカワは土地を手放す事を望まなかった。
- ⑤ その後直ちに、今度は河合が来て、是非このⅡの土地を売ってくれと申し込んで来たが、イシカワはそれを望まなかった。
- ⑥ すると河合は、「来年の8月には、島民は全員コロールからパラオ本島（ダベルダオブ島）に移

住させられることになっているのだから、今のうちに土地を売るのが得策だ」と言った。

- ⑦ イシカワは、河合の言うことを必ずしも信じなかったが、河合がしつこく言うので、C線まで800坪だけを譲ることにした。坪2円貰いたい旨答えると、河合は一旦帰って午後に再び来て、200円だけイシカワに渡し、残りの1,400円は1月までに必ず払うと約して帰った。
- ⑧ イシカワは1月まで待ったが、何の話もないので、河合の所に行くと、また200円だけ払い、残りは待ってくれと言った。一ヵ月程してイシカワが又、河合の所に行くと、また200円だけ払った。それからまた一ヵ月位して行くと、今度は50円だけくれた。
- ⑨ イシカワは、これではいつまでたっても埒が明かないので、河合に掛け合って、残りの金は現金でなくてよいから、「オートバイ」を一台買ってくれと申し入れた。すると、河合が引き受けて間もなく、見本の写真を持って来た。そこでイシカワは、オйкаワ巡警⁽⁸⁾と二人で支庁の林という運転手を訪ねてその写真を見せて、「オートバイ」の可否を聞いたが、林はその会社の物を知らないから、可否の程は分からないとの事だった。それでもイシカワは良いと考え、河合にそれを買ってもらう様に頼んだ。河合はいついつの船で来るからと言うので待っていたが、船が来ても「オートバイ」は、来ることなく、4ヵ月が過ぎた。
- ⑩ 時に、パラオ本島のガルミシカンの宍戸⁽⁹⁾が来て、河合に売った土地の残りC線から北の部分を借りに来たので、イシカワは、これを承諾した。それで宍戸は除草手入れして、そこに四軒の家を建てた。
- ⑪ すると河合が来て、「その土地は既に自分のものであるから、土地も家も取ってしまう」と言って怒った。
- ⑫ そして、岡田が鈴木代書が書いた書類を支庁の常吉さん⁽¹⁰⁾の所に持って行った。土地係は、それまで「コータリ」(神足?)さんだったが、この時「コータリサン」は、サイパンに異動していたので、「シンドウサン」が来た。然るに、鈴木代書が書いた書類には、約束の八百坪どころか、IIの全部と、更に現在イシカワが家を持ち、そこに住んでいる土地Iまで全部を河合が買ったことになっていた。
- ⑬ そこでイシカワは、宍戸と共に福原代書⁽¹¹⁾に書いてもらった契約書を持って役所に行き、「シンドウサン」に、河合の所の関係を説明すると、「シンドウサン」は、よく分かって、印紙を持って来いと言った。そこで宍戸が印紙を買って持って行くと、今度は「シンドウサン」の態度が変わって、駄目だと言って全然受け付けず、土地は本願寺のものだと言ってきかない。そして、「そうするのが本願寺という寺の為であり、ひいては皆人の為になることだから、お前は土地を全部引き払ってパラオ本島に行け」と言われた。そのようにして6ヵ月の長い間、支庁に何度となく行った。常吉さんには、何度も判を持って来いと言われたが、イシカワは不服だったから、判を持って行かなかった。
- ⑭ その時新聞社が落成して宴会があった。その日の翌日だったか、日曜日に、「フジョシサン」と

いう巡査⁽¹²⁾が来てイシカワを支庁に呼び出した。その時イシカワは留守にしていたが、帰って来てから食事後支庁へ行った。するとそこにアンガウルの巡警がいた。ちょっと奥に入って行ったが、直ぐに出て来て、何でもないので帰ってもよいと言ったので、そのまま帰った。するとすぐにまた「シンドーサン」が来て一緒に来いというので、またついて行った。ところが常吉さんは居なかったので、「シンドーサン」はどこかに電話をかけていたが、常吉さんが居ないから帰ってよいと言うので、また家に帰って来た。ところが、晩の11時頃になって、また巡警が呼びに来たので、通訳方々ボイセクを連れて二人で支庁に行くと、常吉さんが居た。相変わらず判を持って来いと強いたが、イシカワはきかなかった。常吉さんは、同行のボイセクのシャツを掴んでボイセクを殴った。ボイセクは恐れて判を取りに帰って、判を持って来た。そしてイシカワは見ようとしなかったが、ボイセクは書類にその判を押させられた。

- ⑮ この事が新聞に出た。イシカワは、26日と記憶している。この記事は本願寺僧岡田のやり口を攻撃したようなものだったので、岡田が非常に怒ってイシカワのところに来た。
- ⑯ ある日曜日の朝、イシカワが教会に行っていたら、また一人の巡警が来て、支庁へ連れて行かれた。森支庁長だったか、係長だったか確かな記憶はないが、イシカワは新聞の記事に就いて調べられたが、別段の事もなくて帰された。
- ⑰ イシカワは「イヅチセンセイ」の所に行き、事のなり来たりを話して配慮を乞うた。そこで、「イヅチセンセイ」は支庁に行かれたらしく、支庁長と二人で土地を見に来てくれた。時に支庁長が言うには、「今、イシカワの住んでいる家の所、d線まではお前のものとしてよいが、d線からこちらは全部本願寺にやれ」と。イシカワは仕方なしに、肯んじた。それから永らくして、土地を買うから宍戸と二人で書類を持って来いと、「シンドーサン」から言って来たが、岡田に金のないことは知っているから、断ってやった。このように長引いている間に、岡田は内地に帰ってしまった。一年程もして岡田がまたパラオに来て、金をやると言って来たが、岡田の金をもらう筋はない、河合の金なら受け取ろうと言って、かかり合わなかった。
- ⑱ 昭和13年（1938）7月27日、河合の前に受け取った650円の金を返した。Ⅱの土地は、その後「フジタ」に貸して、既に一年近くになる。
- ⑲ 河合、岡田の外、広瀬、小島、板垣、高田等が組になっているのだと聞いた。河合からもらった650円の金は鶴の屋の「オーウチ」のものであった。岡田は退島になった。常吉さんは新聞に出てゴタゴタした後に、休暇で内地に帰ってしまったのだ。
- ⑳ 「シンドーサン」は徳の屋主人などと共に、土地を見歩くことがしばしばあって、邦人間に面白くない評判があった。

①から⑱までは、イシカワからの聴き取りであるが、⑲、⑳は、安達貞二等、日本人から得た情報であろう。

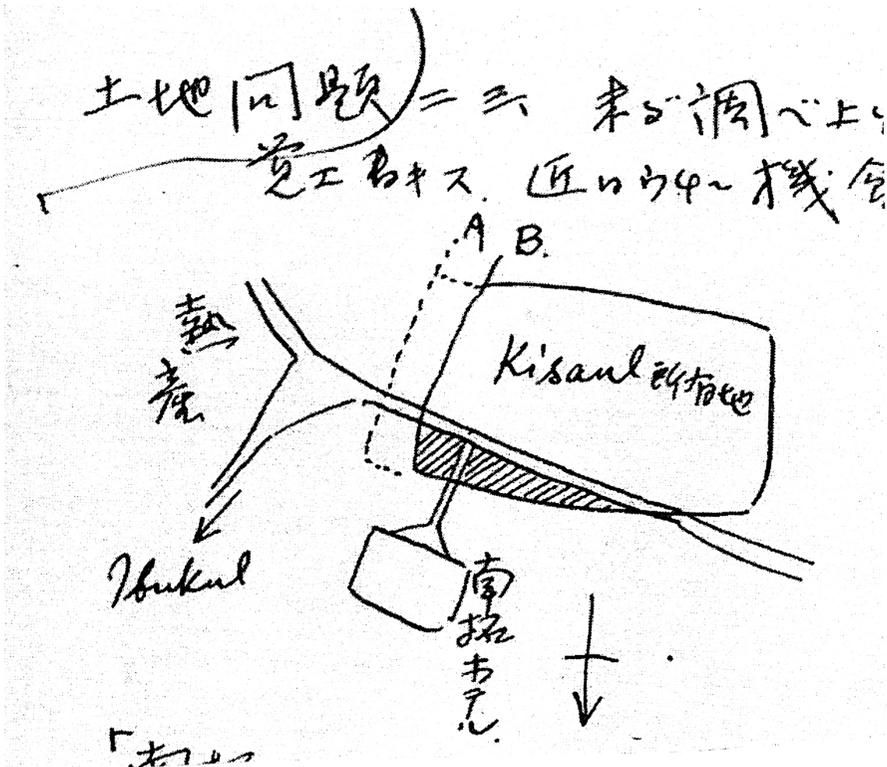
日本人は、さまざまな手を使って島民を騙そうとした。その一つが、⑥で、「来年の8月には、島民は全員コロールからパラオ本島（ダブルダオブ島）に移住させられることになっているのだから、今のうちに土地を売るのが得策だ」、などと言うのは、島民の無知に付け込んだ、子供騙しのようである。イシカワは、久功等日本人の知人がいて、情報を得ていたので、騙しの手には乗らなかった。しかし、このような手口で騙された島民もいたのであろう。

なお、巡警⁽¹³⁾とは、島民から採用される巡査の助手である。月の手当は、30～50円であった。それと比較すると、イシカワの土地の価格がかなり高額だったことが分かる。

II. キサウルの土地問題

ついで、キサウルの所有地をめぐる問題を見てみたい。『ノート』6、62・63頁に、次のように記されている。

土地問題 二三、未ダ調べ上ゲタルモノニ非ルモ 骨子ノミ覚エ書キス。近日ウチニ機会ヲ得テ調べベシ。



[挿図2]

Kisaul 所有地中ニ道路ガ敷カレルコトナリ、支庁ヨリ道路ノ部ヲ寄附セヨコトノコトニテ 寄附ス。

道路ヨリハミ出シタル斜線ノ部ハ元通り Kisaul ノモノニテ十七坪アリ。

「南拓ホテル」ガココニ道路ヲ敷ケリ。然ルニ土地調査ノ「カシワギ」氏ヨリ、此ノ地明カニ台帳ニ Kisaul ノモノナル故 話ヲツケヨトノ事ナリキ。コレハ南拓ガ買ヒ取りタリト主張セル故ナリ。南拓ニ行キテタダスニ、税務課ヨリ坪 5 円ニテ 買ヒタルモノナリト云フ。税務課ニテ扱ヒシ故ハ支庁 常吉氏ヨリ、「此ノ地ハ Kisaul ヨリ支庁ニ寄附サレシモノナリ」トノ言アリシ故ナリ。Kisaul 税務課ニ行キテ、土地調査ノ台帳ニ明カニ Kisaul ノ地トアルモノヲ 何故税務課ニテ売リシヤ、僅カノ土地ニハアレド 地代ハ当然 Kisaul ニ支払ハルベキモノナラズヤト申出デシニ、土木課ニ行ケトノミナレバ、土木課ニ行ケバ、皆々相手ニセズ [向井氏、] 猫ノ額ノ如キ土地ヲ ヤカマシク云フ事ナシトノ事ナレバ、僅カトハ云ヘ売却シタルモノナレバ 其ノ代金ヲ所有者ガ請求スルハ当然ナルベシト云ヘバ、金ハナイカラ ヤレヌトノ事ナリシト、其儘ナリ。

同地東塚線ニ現在B線ノ如クシ。然ルニ元ハA線ナリシコト明カニテ、自ラ耕シ居タル故 確カナル上、昭和六年迄ハ確カニA線ニ柵ガアリシナリ。後柵ヲ結ヒ直ス時ニ無断ニテ B線ニ移セシナリ。時ニ Erubadur ト云フ者、「アワノ」氏ノ ボーイ ナリシガ、此ノ柵ノ移動ニ氣ヅキ Kisaul ニ AヨリBニ移セシコトヲ述ベ、役所ニ行キテカケアヘト注意サレタルヲ以テ、□役所ニ行キシモ 何か恐ロシクテ云ヒ出サズニ引返セリト。コハ大シタ土地ニ非ザレドモ、此ノ時ニ是レヨリ南方ノ Ngerpkoi ニ属スル大ナル土地ハ 全部何ノ断リモナク 只取ラレタル由ニテ 其後何度カケアヒテモ 只々買ヒ取りタルモノナリトテ 受ツケズ。

尚 此ノ柵ノ移動ニテ土地ヲ縮メラレシ者、Iyar 外二三アリ。

キサウルは、久功がサタワル島へ渡る前からの知り合いで、マリヤの姉である。当時、パラオ語やパラオの歌を久功に教えていた。『日記』には、毎日のように、キサウルの名がみえる。彼女は、イディヅー一族の女であり、女子組合長を務めた名門の出で、当時 32 才であった⁽¹⁴⁾。この土地問題は、久功がキサウルから直接聴き取ったものであることは、間違いなからう。ここでは、2つの問題が書かれている。

まず、一つは、キサウルの所有地の中に道路が敷かれることとなり、パラオ支庁より道路の部分を寄附しろと言われて、土地を寄附した件である。当然、道路によって分断された土地はキサウルのもので、広さは 17 坪あった。その土地に「南拓ホテル」が道路を敷いた。そこへ、土地調査の「カシワギ」氏から、「この土地は台帳にキサウルのもので記されているので、話をつけるように」と言われた。これは、南拓（＝南洋拓殖株式会社）が買い取ったと主張しているからである。キサウルが南拓に行って問い質すと、「この土地は税務課から坪 5 円で買ったものである」、と言う。どうして税務課から買ったのかと尋ねると、パラオ支庁の常吉氏が、「この土地はキサウルが支庁に寄附したもの

である」と言ったからである、と返答する。

キサウルは税務課へ行って、土地調査の台帳に明らかにキサウルの所有地とあるものを、どうして税務課が売するのか。「わずかな土地とはいえ、地代は当然自分に支払われるものであろう」と申し出たら、税務課では、土木課に行けとだけ言う。土木課に行くと、皆々だれも相手にしない。向井氏は、「猫の額のごとき狭い土地のことで騒ぐことはないだろう」と言うので、「わずかな土地とは言え、売却したのであれば、その代金を所有者が請求するのは当然だろう。」と言うと、「金はないから払えない」との事であったので、そのままにしてしまった。

ここで注目したいのが、「土地調査ノ台帳」の存在である。これは、「土地台帳」の事であろう。このパラオの土地台帳については、飯高伸五氏の研究⁽¹⁵⁾がある。これによれば、「国際連盟脱退と同時期の 1933 年、勅令として『土地調査令』が、翌年に同じく勅令として『土地調査令施行規則』が発布されると、「島民有地の細部調査」が実施され、「島民」村吏の補助のもとで、所有者、面積、地目、境界などが査定された。(中略)土地台帳および地籍図は、これらの土地調査とともに作成された。『土地調査規則』第九条では「調査測量を経たる土地に付ては土地台帳及地籍図を調製す」と規定され、『土地調査令施行規則』第十一条の二(昭和 17 年 6 月 11 日改訂)では「支庁に土地台帳及地籍図を備ふ」ことが定められた。土地台帳には「所在」「地目」「地籍」「所有者の住所」の各事項が登録され、支庁管内の土地所有の概況が一望できるようになった。」⁽¹⁶⁾

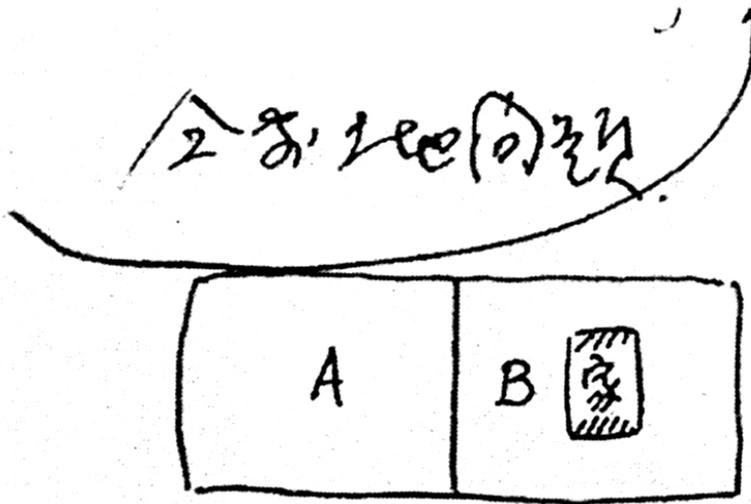
もう一つの問題である。現在キサウルの所有地の東境界線は B 線になっている。しかし、元は A 線であったことは明らかで、キサウルは自分でこの土地を耕しているので確かであり、その上、昭和 6 年(1931)までは、確かに A 線に柵があった。後に柵を作り直す時、無断で B 線に移したと言う。その時、「アワノ」のボーイであったエルバズールが、この柵の移動に気付き、キサウルに、柵が A から B に移されたと言い、役所に掛け合いに行くようにと言った。それで、キサウルは役所に行ったが、何か恐ろしくて言い出せずに引き返した。

ここはさして広い土地ではないが、この地の南方にあるゲルコイの持つ広い土地は、何の断りもなく、只取られたという。その後、何度役所に掛け合っても、只々買い取った土地であると言って、受け付けようとしなない。なお、このような、柵の移動によって土地を縮められた者は、イヤールの外にも 2, 3 人いるという。

Ⅲ. ケユックルの土地をめぐる問題

ケユックルの所有地をめぐる問題である。「ノート」6 の 64 頁には、次のように記されている。

全前土地問題



【挿図3】

ABトモ a Keyukl ノ土地ナリシモ 久富ガ借りタシト云ヒテ 借りタルモノナリ。其後 久富ハ B ノ部□ニ家ヲ建テテ、B ノ部ハ是非買ヒ取り度シト申出デシカバ 800 円ノ約束ニテ承諾シ、最初ニ 90 円受取り、後十円 二十円ト 三四回貰ヒシコトアリ。久富ハ此ノB地売買ヲ登録スル故 印鑑ヲ貸セトテ Keyukl ノ印ヲ持チユキシガ、Keyukl ハ運悪ク其ノ翌日ニ「ヘレン」ニ流サレタリ。帰りテ見ルニ登録セラレタル図面ニハ A 地ヲ売渡シタルコトニナリ居リ、驚キテ 然ラバ B 地ト交換スル故、A 地ヲ汝ノモノトシ B 地ヲ返スベシト申入レシモ、久富ハB地ニ対シテハ 800 円ト云フ金ヲ出シタルモノ故 我ノモノトテ聞カズ。未決ノウ□チニ Keyūkl 九月上旬病氣死亡セルニヨリ、Ngoriyakl ガ相続人トシテ引続キ交渉中。

Keyukl ハ此ノ他ニモ 実ニ多ク問題ヲオコセリ。其ノ故ハ Keyukl ハ定評アル酒飲ミニシテ酒好キナルヨリ、人々ガ酒ヲノマセテハ 欺キ約シ 或ハ捺印セシメ、或ハ小使ヲ□貸与シ 貸与シテ後、急ニ請求シテ返シ得ザルヲ理由トシテハ 土地ノ売買貸借等ヲ約セシメタル故ナリ。

A、Bともに、ケユックルの土地だが、久富⁽¹⁷⁾が借りている。その後、久富はBの部分に家を立て、Bの部分を買取りたいと申し出た。ケユックルは800円で売ると約束した。ケユックルは、最初に90円を受け取り、後10円、20円と3、4回金を受け取った。久富は、このB地の売買を登録するから、印鑑を貸せと言って、ケユックルの印を持っていった。しかし、ケユックルは運悪く、その翌日にヘレン島に流罪になった。ヘレン島から戻ってきて、登録された図面を見ると、A地を売り渡し

たことになっていた。ケユックルは驚いて久富に、「それならば、B 地と交換しよう。A 地を譲り与えるから B 地を返してくれ」、と申し入れたが、久富は、「B 地に対しては 800 円という金を出したのだから、自分のものだ」と言って聞かない。この問題が解決しないうちに、ケユックルは 9 月上旬に病気で死亡した。ゴリヤックルが相続人となって、引き続き交渉中である。

ケユックルは、この他にも、実に多くの問題を起こしている。それというのも、ケユックルは定評の酒飲みで、酒好きである。それに付け込んで、人々は彼に酒を飲ませ、欺いて約束させたり、書類に捺印させたりした。あるいは、小遣いを貸し与え、貸し与えた後、急に金を返せと言う。そして、金を返せないときは、土地の売買や貸借等を約束させるからである。

ケユックルは、昭和 14 年 (1939) 1 月 31 日のバラオ最後の王イベヅールの葬儀に出席していた。ケユックルは、イベヅール一族で、マリユル、ギラケヅの後を受けてイベヅール職に就くことのできる資格者であった。葬儀の時も、酒気を帯びているらしく、大きな声で何か喋り続けていた⁽¹⁸⁾。

また、『日記』昭和 14 年 (1939) 1 月 25 日の項 (V、31 頁)には、「朝ノウチ Kisaūr ト Ibūkūl ノ先キノ方、Keyūkl ノ家ニ遊ビニ行ク。」と書かれている。

そして、同じく『日記』9 月 13 日の項 (V、105 頁)には、「昨日 a Keyūkl 死去、本日葬儀ヲスマセタ由。」と書かれている。53 歳であった。ここから、久功はケユックルと親しく、彼の人柄も評判もよく知っていたと考えられる。

相続人のゴリヤックルの名も、『日記』に見える。久功がサタワル島から戻って間もない昭和 14 年 (1939) 4 月 1 日の土曜日夕方、親しい人たちを誘って、小さなエンジン付きの船でコロール波止場からアウロン島へ行った。その日の『日記』には、次のように書かれている (V、45 頁)。

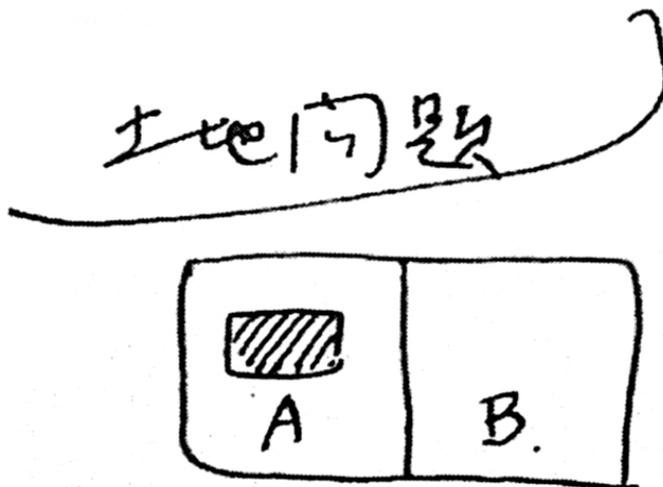
美シイタ日、月十三日頃、船上 diokang ノ夕食。歌、岩山ノ影、向フニツイタノハ九時頃ダッタ
ロウカ、八年ブリデ来タ。a Ulong ノ細カイ細カイ冷タイ白砂ノ浜、小サイケレド椰子ノ木モ高ク
並ビ、浜ラシイ、島ラシイ、ソシテ静カナ月ノ海、ソレニ Hobak ノ家ガタッター軒アル。ソコニ
荷物ヲ置イテ、皆々話スモノ、歌フモノ、遊ビニ出ルモノ、夕方カ朝ノヨウニ明ルイ夜ヲ、夜ガ更
ケル迄……一行ハ松野氏ト野元氏ト大工サント私ト、ソレカラ Kisaūl ト Meheling ト Kirūū ト
Terēked ト、ソレカラ Bilas ノ人ガ□□□□□□□□Ngoliyakl 夫婦ト Abasū ト、モ一人ノ子供。

その中には、ゴリヤックル夫婦もいた。当時、彼は 23 歳であった。ゴリヤックルは、キサウル、マリヤの弟で、後にコロールの大酋長となった。戦後、日本との親善の功績によって日本政府から勲章を受けた⁽¹⁹⁾。しばしば訪日し、久功にも会っている⁽²⁰⁾。この土地問題は、ゴリヤックルから聴き取りをしたものであろう。

IV トゥーリックの土地をめぐる問題

トゥーリックの所有地をめぐる問題である。「ノート」6の65頁に、次のように書かれている。

土地問題



[挿図4]

A・B トモ Tulik ノ土地ナリキ。佐藤ハ既ニ パラオ ニ古ク、Tulik トモヨク知合ヘル間ナリシヨリ、Tulik ニハカリ、A、B ノ地ガアキオル故 借り度シ。但シ自分トシテハ 自分ノ住家ヲ建テルダケナレバ AB ニハ広過ぎ、金モナキコトナレバ、半分 A ダケヲ借り度シト。約ナリテ佐藤ハA地ニ家ヲ建テテ住セリ。Tulik 死亡シ、相続人 Ngirtulong ニ名義変更ニ際シ、Ngirtulong ニ話シ、是レ迄 Tulik トハ昔ナジミナリシコト故 A 地貸借ニ関シテハ 契約登録セザリシガ、名義変更ノ事アルナレバ 此ノ際 契約登録ヲ済マセタシ、然ル所 B 地ヲモ行ク行クハ借り度ク思ヒ居リシ処ナレバ、此ノ際面倒ヲハブキテ 一緒ニ登録シ度シト云ヒテ、納得セシメ、名義変更ト共ニ A・B 両地トモ借りタル如ク登録ス。

然レドモ Bニ対シテハ 地代ヲ全然入レテ居ラズ、Aノ地代サヘ滞リ居ルコトヲ聞キテ、安達ガ人ニタノマレテ Ngirtulong ニB地ヲ借り度シト申し入レシテ 佐藤ハB地ハ自分ガ既ニ借りタルモノニテ登録済ミノモノナリトテ貸サシメズ。

其後 佐藤ハ B 地ヲ南拓ノ人ニ^{貸シ}□□又貸シテ権利金ヲトリ現在ニ及ベリ、(権利金ノ若干ヲ Ngirtulong ニモ与ヘシヤ否ヤ 知ラズ)

A、Bともに、トゥーリックの土地である。佐藤は既にパラオに古くから住んでいて、トゥーリックと

も知り合いの関係にある。佐藤はトゥーリックに、「A・Bの土地が空いているなら借りたい。ただ、自分の住家を建てるだけなので、AB両方では広過ぎる。金もないので、半分のAだけ借りたい」と頼み、トゥーリックも了承し、佐藤はA地に家を建てて住んでいた。

やがて、トゥーリックは死亡し、ギルトゥロンが相続した。そして、佐藤は名義変更の際し、ギルトゥロンに、「トゥーリックとは昔なじみだったので、これまでは、A地貸借に関しては、契約登録していなかったが、この際契約登録を済ませたい。ゆくゆくはB地も借りたいと思っているので、面倒を省くために、A地だけでなく、B地も一緒に登録したい」と言って納得させ、名義変更と共に、A、B両方とも借りているように登録した。

しかしながら、佐藤はB地に対して、地代を全然入れていない。A地の地代さえ滞納することがある。それを聞いた安達は、人に頼まれて、ギルトゥロンに、B地を借りたいと申し入れた。しかし、佐藤は、「B地は自分が既に借りていて、登録もしている」と言って貸させなかった。

その後、佐藤は、B地を南拓（＝南洋拓殖株式会社）の人に又貸しして、権利金を取り、現在に至っている（権利金のいくらかをギルトゥロンに渡しているかどうかは、分からない）。

ここに出て来る「安達」は、先に述べた久功と親しかった安達貞二であろう。久功は、安達貞二からこの問題の聴き取りをした、と考えられる。

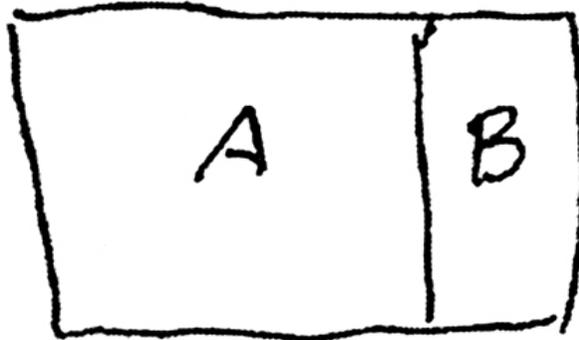
V. 断片的な5つの土地問題と久功の提言

最後に、「ノート」6の66・67頁を見てみよう。ここには、次のような、断片的な5つの土地問題が記され、その末尾に久功の提言が書かれている。

土地問題

金城幸次郎ハ a Ibukul ノ地 6000 坪ヲ耕作地トシテ 数年前些少ノ地代ニテ借りシガ 近頃ニ及ビ ポツポツ 少シヅツ 少ヅツ 宅地トシテ又貸シシテハ権利金ヲ取り（坪□□2円）居リ、6000坪ニテハ タイシタ儲ナリト人々噂セリ、（未ダタダサズ）

小島ハ コロール北四丁目（沖本釣道具店ノ反対側）ヲ伊勢氏ヨリ買ヒ、直チニ 2000 円儲ケテ 菊池商店ニ売り渡ス。ボロイ儲ナリト噂アリ。但シ此ノ土地ハ a Yaoh ノ管理セルモノナリト聞ケバ 単ニ借地権ノミナルヤモ知レズ、（未ダタダサズ）



[挿図5]

ABハ Ngiraked ノ土地ナリ。久富 是^{〔借ル〕}レヲ□□未ダ金ヲ支払ハズ 勿論登録モナキニ、久富是レヲ松本ニ売ル。松本 更ニコレヲ某ニ売ル。某家ヲ^{〔ママ〕}立 テントセシニ、Dungang ナルモノ現ハレ B 地ハ自分ノモノナリ、無断ニテ家ヲ建ツルトハ何事ナルカト、某、松本ニ苦情ヲモチユク。松□本 Ngiraked ニタダスニ、金モ支払ハザル故 B 地ハ Dungang ニ与ヘタリト、鈴木代書扱ノ証書アリ、500 円払ヒシト。

此ノ時ハ Ngiraked ハ行カズ Erakaluuk 代行、久富、松本三人行キ、久富、松本ヨリ Erakaluuk ニ金ヲ渡セルナリト。Ngiraked ハ 200 円受取りシノミナリト、Erakaluuk ハ確カニ 500 円受取りシヤ否ヤ。 (未ダタダサズ)

パラオ寺 新門道路ハ Olekril ノ地ニテ 宍戸ニ貸シ与ヘシモ、又貸ヲ固ク禁ジテ貸シタルモノナリト、宍戸 権利金ヲ取りテ パラオ寺ニ又貸ス、(未決)

□□□□□^{i b u k u i}スペイン教会ノ下道路ヲヘダテタル小宅地ハ Mariya ノ地ナリ。以前ニ邦人ニ貸シ証書ヲ作りシモ、証書ノ年間キレズトテ 既ニ三人ノ者、一枚ノ証書ヲ譲リ渡シテ相変レリ。

等々 [カカル程度ノモノハ実ニ幾ラデモアルナリ]、要之 内地人同志ナラバ、相場モヤル世ノ中ナレバ 土地ノオモワク買ヒ等致方ナカルベキモ、

- (一) 島民ニ□契約書ノ内容ヲ明確ニ理解セシムルコト
- (二) 多少トモ問題ガオコリタル時ハ□□役所ニ於テ親切ニ聴取シテ約則内ニ於ケル当然ノ権利ヲ充分ニ行ハシムルニ非レバ、現在ア□ラユル不利ヲ泣寝入ノ島民ガ如何ニ□多キカ。
- (三) 売買貸借共如何ニ契約書、証書等完備シテモ 事実ニ於ケル金銭ノ払方ヲ今少シ積極的ニ監

督シテヤルニ非レバ、無智ニシテ弱腰ナル島民ハ常ニ不利ニノミ終レリ。

ムヅカシキコトナリ。更ニ根本的ナル積極対策、例ヘバ島民部落隔距〔隔離カ〕ノ如キ案ヲ實際的ニ考慮スル方、永遠ノ計ナラン。

これら5つの土地問題を、次のように整理した。

⑦金城幸次郎は、数年前イブクルの土地6,000坪を耕作地として、僅かな地代で借りたが、近頃、少しずつ、少しずつ宅地として又貸ししては、権利金を取り(坪2円)、6,000坪では、大した儲けだと人々は噂している(未確認)。

⑧小島は、コロール北四丁目を伊勢氏より買い、直ちに、菊池商店に売り渡して2,000円儲けた。ぼろい儲けだと噂になった。ただし、この土地はヤオの管理している土地と聞けば、単に借地権のみだけかも知れない(未確認)。

⑨ABはギラケツの土地である。久富⁽²¹⁾は、金を支払わず、勿論登録もしないで、これを松本に売る。松本は更にこれを某に売った。某は家を建てようとしたら、ドンガンなる者が現れ、「Bの土地は自分のものだ。無断で家を建てるとは何事か」と、言ってきた。某は松本に苦情を持っていった。松本がギラケツに質すと、「久富が金を支払わなかったから、B地はドンガンに与えた。ドンガンは500円支払った。鈴木代書扱いの証書もある」と言う。

この時は、ギラケツは行かないで、エラカルークが代理で、久富、松本の三人で行き、久富、松本よりエラカルークに金を渡した、と。ギラケツは200円受け取っただけである。エラカルークが確かに500円受け取ったかどうか。(確認していない)

⑩パラオ寺の新門道路は、オルクリールの土地で、宍戸に貸し与えたが、又貸しを固く禁じたにも拘らず、宍戸は権利金を取って、パラオ寺に又貸した(未決)。

⑪スペイン教会の下、道路を隔てた小宅地はマリヤの所有地である。以前、日本人に貸し証書を作ったが、証書の年期が切れていないのに、既に三人の者が、一枚の証書を譲り渡して、変わってしまった。

⑫に名前を出て来るギラケツは、昭和14年(1939)1月31日に行われたア・イベツールの葬儀に出席していた。イディツの一族で、当時、ギリヨウ・ル・イディツ職、イベツールの次位職にあり、役所から村長を命ぜられていた⁽²²⁾。

また、ギラケツの名は、『日記』にしばしば出て来る。久功が、パラオ本島へ調査に行った時であ

る。その時、マルキョクで調査をしていたが、昭和16年（1941）9月1日の項（V、379頁）に、次のように記されている。

昨日頼ンデオイタノデ、朝学校ノ興亜奉公日式ノカヘリニ Ngiraked ガ来ル。（中略） 午後ハ又少シバカリ Ngiraked に質問シ、外出。

翌2日（同、379頁）には、「Ngiraked 来ル。午後、渡辺氏 Ngiraked ヲツレテ出テ行ク。」と記されている。3日（同、380頁）には、

朝カラ Ngiraked 来ル。雨デ出ヤウニモ出ラズ、Ngiraked ヲツカマヘテ何かカニカ質問スルクラキ。

と書かれている。また、翌年昭和17年（1942）の1月、久功は、中島敦と本島一周の旅で、マルキョクを訪れたが、1月19日の『日記』（V、437・438頁）には、次のように記されている。

ウルボサンノ方ニ散歩スル。ウルボサンノコムパニー、ギラケツハカルブス（刑務所）ニ入レテ居ルサウデ、家ハガラントシテ居タ。

ここでは、久功は、ギラケツのことを、親しみを込めて、「コムパニー」と呼んでいる。久功は、この「土地問題」を、ギラケツから直接聴き取ったと考えられる。

㊦にあるオルクリールは、オギワル村の村長ア・クランの養子である（『日記』昭和17年（1942）1月20日、V、441頁）。『日記』昭和14年（1939）9月17日の項（V、110頁）には、32歳と記されている。『日記』には、オルクリールの名は、他に、昭和14年（1939）11月18日（V、145頁）、翌15年（1940）1月6日（V、162頁）、同年3月8日（V、190頁）、4月28日（V、203頁）、昭和16年（1941）11月18日（V、403頁）、翌17年（1942）2月1日（V、419頁）、同年2月9日（V、422頁）、同年1月21日（V、445頁）と頻りに出て来て、久功と親しかったことが分かる。久功は、この土地問題をオルクリールから直接聴き取ったのであろう。

また、㊦にあるマリヤは、久功と親しかった島民で、中島敦の短編小説『マリヤン』のモデルになった女性である⁽²³⁾。当然、久功はマリヤから聴き取りをしたのである。

以上、久功は日本人と島民間の土地をめぐるトラブルの事例を記した後、次のような3つの提言をしている。

- (一) 島民と土地について契約をする際、島民に契約書の内容を明確に理解させること。
- (二) 多少とも問題が起ったときは、役所で親切に聴取して約束した島民の当然の権利を十分に確保させねばならない。これが行われないので、現在、島民の多くはあらゆる不利を被っても、泣寝入りするしかない。
- (三) 売買、貸借とも、いかに契約書、証書等が完備していても、事実における金銭の払方を、役所はもっと積極的に監督しなければならない。そうでなければ、無智で弱腰な島民は常に不利となる。

そして、提言をしているものの、それを現実に行なうのは難しい、と言っている。

根本的な積極対策としては、例えば、日本人の居住地と島民の居住地を分離するような案を実際に考えねばならないだろう。小手先の対処でなく、長期的な計画でなければならない、と言う。

2. 結び

本稿で取り上げた「土地問題」は、伝聞や噂話でなく、そのほとんどは、久功が当事者の島民から直接聴き取ったものである。久功は、長期にわたり民族学調査を行ってきたので、聴き取りをする能力は高く、「ノート」6に書かれた内容は具体的で、信頼でき、資料としての価値は高い。

既に述べたように、日本人と島民間のほとんどのトラブルに共通しているのは、日本人が島民を様々な手を使って騙していることである。また、支配者としての地位にある日本人が強引に島民の土地を奪い取ったり、島民から安く借りた土地を、日本人に高く又貸しして、暴利を貪っている。「ノート」6に多く日本人が「悪人」として書かれているのは、ほとんどが久功が島民から直接聴き取りをしているからである。それだけに、日本人の役人が作成した公的な文書や記録では見ることができない問題を知る事ができるのである。

それと、考えねばならないのが、島民から土地を騙し取る行為に、パラオ支庁の役人が加担していると思われることである。本願寺の「土地問題」では、⑫、⑬に、パラオ支庁の常吉と土地係の「コータリ」（神足？）と「シンドウサン」の名前が見える。キサウルの「土地問題」にも、常吉と向井の名が見える。

しかし、それは、組織的に行われたものではなく、一部の役人が悪徳な日本人と結託して行ったものと考えられる。それは、役人が島民を役所に呼び出すとき、日曜日を選んでいたと思われることである。本願寺の「土地問題」では、⑭で、日曜日、「フジヨシ」という巡査が来て、イシカワを支庁

に呼び出した。⑩では、教会へ行った日曜日、イシカワの所へ一人の巡警が来て、支庁へ連れて行かれた、とある。イシカワは、日にちについて記憶はないものの、日曜日であることは覚えている。そこから推測されるのは、支庁の役人が島民を呼び出すときは、巡査や巡警を使って、日曜日を選んで呼び出していた、という事である。恐らく、平日の勤務時間中であれば、役所には、上司、同僚がいて、そのような行為は許されなかったからであろう。2例のみであるが、日曜日に島民を呼び出したのは、役人が違法な行為であることを認識していたからであろう。先に引用した『日記』、昭和14年（1939）9月8日の項に、「役人ノ一部」と記されている通り、一部の役人が行ったことであろう。

〔註〕

- (1) 今泉裕美子氏「太平洋の「地域」形成と日本」(岩波講座『日本歴史』第20巻、2014年)、276・277頁
- (2) 土方久功については、拙著『土方久功正伝』(東宣出版、2016年)を参照されたい。
- (3) 国立民族学博物館所属。第1冊より第31冊まで国立民族学博物館より刊行されている(須藤健一・清水久夫編、全5巻、2010～2014年)。以下、『日記』と略す。
- (4) 国立民族学博物館所蔵。「ノート」は、全部で9冊あり、『日記』と同じく、大学ノートが使用されていて、『日記』と相互補完的な関係にあると考えられる。「ノート」1は、1930年3月から書き始められ、パラオ滞在中の事が記されている。それは、「ノート」2の前半まで続く。「ノート」2の後半から「ノート」5の前半まで、サトワル島滞在中のことで、「サテワヌ島民話」が書かれている。「ノート」5の後半から「ノート」9まで、再びパラオ滞在中の事が記されている。詳しくは、拙稿『『土方久功日記』と、もう一つのフィールド「ノート」』(『土方久功日記』IV、附論、2012年)、「国立民族学博物館所蔵 土方久功「ノート」について」(『土方久功日記』V、附論、2014年)を参照されたい。
 なお、「ノート」6は、表紙に「Note6 H・H・ 1939・3・Belau」と書かれている。本文は、白紙を含め188頁あり、奇数ページの右下に、その記事を書いた月の数字が書かれている。49頁から67頁の右下には「9」と記されていて、これら「土地問題」が1939年9月に書かれたものであることを示している。
- (5) 中生勝美氏『近代日本の人類学史』(風響社、2016年)、226・227頁
- (6) 岡田證園住職(寺尾紗穂氏『あのころのパラオをさがして』138頁、集英社、2017年8月)
- (7) ルクレイの名は、『日記』V、30頁に初めて見える。また、久功は、1941年10月25日から11月2日まで、パラオ本島へ出張したが、その時、アイライでルクレイのところに泊った。26日の『日記』(V、392頁)には、「早寝セシガ、夜中 Reklai、酔ッバラッテ帰り、一 番 中罵り通ス。」と記され、翌27日には、「朝、Reklai ガ mehüt l klalo ヲモッテ来ル。」と記されている。当時、ルクレイは、アイライに住んでいたことが分かる。
- (8) 前マルキョク大曾長 Tellei (テルレイ) の息子。父テルレイは日本領になってから日本の役所の推薦で北部総村長になった。テルレイはパラオからの最初の観光団に加わって日本内地を見て来た者で、沢山の曾長村長等の中でも、特に役所党であり、急進派であった。中島敦と本島廻りの旅へ出たさい、マルキョクの彼の家(当時はオйкаワサンの所有となっていた)「オクール・ア・ドコ」家に泊った(「トンちゃんとの旅」、『土方久功著作集』第6巻、三一書房、1991年、336・337頁)。
- (9) 倉田洋二氏「パラオの開拓村」(倉田洋二氏等編『パラオ共和国』、おりじん書房、2003年)に、宍戸佐次郎の名が見える。それによれば、宍戸は昭和5年(1930)にパラオ本島の朝日村に入植した。ここにある「パラオ本島ガルミシカンの宍戸」と同一人物であるかもしれない。
- (10) 『南洋庁職員録』(昭和16年10月1日現在)に事務官の拓殖部水産課長 常吉春彦の名があるが、この「常吉」とは別人であろう。
- (11) 『日記』1939年3月24日の項(V、43頁)に、「午後四時頃、福原代書来、話シテ居ルウチニ、骨 接 医 来、福原代 来 帰ル。」と記されている。ここから、福原代書は、久功の知人で、島民イシカワ側の立場に立っていたと推測される。
- (12) 「南洋庁公報」昭和21年(1941)10月1日に、精勤加俸月額五円を叙された藤吉寅雄か(『南洋庁公報』23巻、364頁)。
- (13) 巡警については、飯高伸五氏「日本統治下南洋群島における「島民」村吏と巡警」(『日本植民地研究』第

18号、2006年6月）を参照されたい。

(14) 前掲、拙著、185・186頁。キサウルは、戦後訪日し、久功に会っている（同前、287・288頁）。

(15) 「パラオ共和国の土地台帳」（『日本植民地研究』第19号、2007年6月）

(16) 同前、35・36頁

(17) 矢内原忠雄「南洋群島旅行日記」（『矢内原忠雄全集』第3巻、岩波書店、1963年7月）には、1933年8月6日、矢内原がパラオ本島アイライ村を訪れたとき、「久富氏に迎へられ、その家に客となる。氏は昭和2年当地に移住して牧畜を試み、現在では約五十頭の牛が居る。」（425・426頁）と記されている。この久富と同一人物であろうか。

(18) 「ア・イベヅールの葬儀」（『土方久功著作集』第1巻）、303頁

(19) 河路由佳氏『中島敦「マリヤン」とモデルのマリア・ギボン』（港の人、2014年9月）39頁

(20) 前掲、拙著、288頁

(21) 註17に同じ。

(22) 前掲、「ア・イベヅールの葬儀」、304頁

(23) マリヤについては、前掲、河路氏著書を参照されたい。